

第6単元

量的滞納整理と限界との戦い

効率的に滞納整理を実施するにあたって、庭瀬市徴収課では滞納繰越額10万円未満の事案を収納管理係で、10万円以上の事案を整理推進係で担当していますが、平成19年度からの税源移譲による税率改正によって、滞納額が10万円を超える事案の発生率が高くなっており、預貯金の調査等にも限界が生じています。内規において、すべての事案の財産調査には限界があることから、10万円未満の停止相当事案に対しては、滞納者その他からの聞き取り調査と課税状況、収入状況調査で停止を検討できるとしています。

このことについて係長、担当者で意見交換がなされました。



時間外——事務室ミーティングテーブル

「税源移譲の税率改正において、課税所得200万円以下の納税者の住民税の税率は5%から10%になりました。それにより、10万円を超える滞納者が激増しているのが現実です。これについて、整理推進係の役割分担、業務の見直し等も含めて意見交換をしてみようと、今日は臨時職員のお2人にも参加してもらって、財産調査や催告文書の発送など件数的なことについても話し合いたいと考えております。木村さん、宍戸さんよろしくお願いします」と藤原係長。

松島主任が藤原をフォローする形で発言。

「時間はいつもの通り1時間、その中で終わらせるために、ポイントを考えてみました。効率性の追求と、実施した後



の効果を考えること。以上2点から、私が最初に意見を出します。固定資産税を含む滞納者と、それを含まない滞納者とに分けて滞納整理をすることは効率的で、さらに、関連者滞納整理についても、これまで通りでよいと考えています。問題となるのは不動産を持たない滞納者で、今までは地区別に管理する方法で滞納整理を進めてきましたが、件数的な増加から、金額、滞納年度だけではなくて、20年度の課税状況、滞納者の年齢、生計を一にする親族等の状況も踏まえて分類して、より滞納整理を効率的に展開させることを考えています」

これを受ける山崎主任。

「課税状況で分類するということは、非課税者は非課税者だけで一つのグループにまとめて、滞納整理を効率的に進めるという考え方ですか？」

「その通り。例えば19年度から発生した滞納事案において、20年度の新課税者であれば滞納の原因は所得が低かったことと推測できるよね。これらは滞納額に応じて20万円以上の滞納者については預貯金調査を全件行い、20万円未満の滞納者については、生計を一にする親族がいて滞納者が主たる生計維持者であれば預貯金調査は行わない、みたいな……」

今度は大塚主任が発言します。

「松島さんの言いたいこと、わかります。滞納者が職を失ったか、病気等で働けなくなったかを含めて、とにかく非課税者の前年の所得が低かったことは間違いない事実なので、その滞納者が主たる生計維持者、単身の場合もかな……まずは、主たる生計維持者であるのなら20万円未満の滞納者には預貯金の調査を省略するということですよね？」

「そういうことになると思う。今の整理推進係の人員、臨時職員の人員を増やすことは無理があるので、個々の職員が積極的に滞納整理を行ってほしい。累積傾向の強い滞納者に対しては預貯金等の調査を徹底して行うこととし、停止方向の事案については、ある程度、調査の質を落とすことになると思う。押さえる方向性の事案の調査を優先せざるを得

ないからね」

藤原係長が続けます。

「松島さんの言う通り、残念だけど、全件調査は不可能だと思う。確かに非課税者でも高額の預貯金を持っている場合は否定できないが、滞納者からの聴取で財産の有無を確認して、あとは滞納の原因や滞納者の担税力を総合的に判断していくという方法を採用するのはどうだろうか。万一、それに該当する滞納者が停止期間中に新たな滞納を始めて、合算した滞納額が20万円を超えた場合は、すみやかに預貯金の財産調査をするという決まりを作れば、いくつかの事案については滞納の抜け道になるかもしれないが、ほとんどの事案については停止の精度が落ちるとは思えない。山沢君も何かないか？」

「はい。これまで停止を検討する際に、預貯金の調査が必須でしたが、例えば、滞納者Aは昨年何月に勤務先Bを退職してから就業しておらず、平成20年度の市県民税も非課税である。これぐらいの停止記事で、課長が『ハンコ』をくれるのであれば問題ないと思いますけど……。これだけでは足りないような……」

「そうだな、確かに足りない。滞納者自身から聴取した内容が必要だよ。自己都合で退職したのか、会社都合か、再就職のあてはあるのか。債務の情報も必要だね。退職後の生活費をカードローンに頼ったなどということを経営者から聴取できれば、カードローンでお金を借りていながら、預貯金の蓄えが別にあるとは考えられない」

藤原係長の言いたいことが理解できた、大塚主任は思います。

「財産調査の必要なものとそうではないものを、総合的な判断で考えるということですよ。財産調査が可能な件数には限度があり、その調査は滞納処分、すなわち、強徴処分が必要な事案にできるだけ充てていくということになりますね」

「そうなんだ。少なくとも換価の猶予に基づく分納以上の滞納者に対しては財産調査を実施したい。確かに市県民税の

第6話

ラブレター!?
大作戦!

文書催告



どんな仕事でもそうだけれど、
時間は無限にあるわけ
ではない…
滞納整理においても
効率化を追求する
必要がある!



ここで滞納整理の基本的な
流れをおさらいしよう!

～滞納整理の流れ～

文書催告の発送→実態調査→
差押決定書の発送→
財産調査→差押え



そうだね。文書には、
納めることが困難な場合は
納税相談の機会が
あるというのを
はつきり明示しよう!

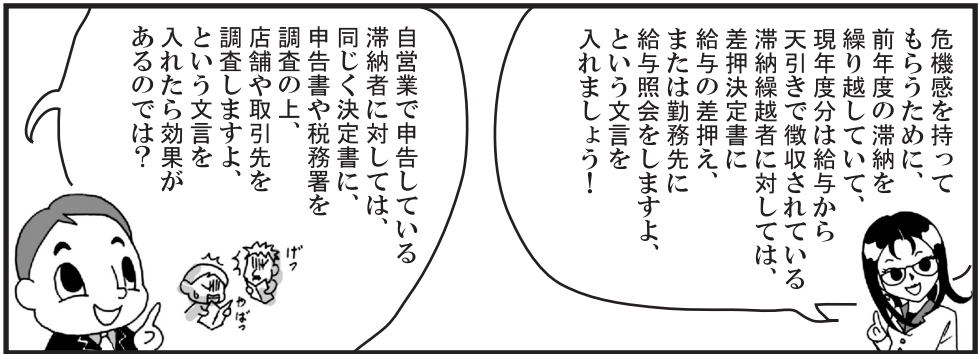


滞納者に対して
郵便という形で
アクションを起こす!

「文書催告」
「差押決定書」!

これらの
文面によって、
滞納者に与える
インパクトは
まったく違う!





21【量的滞納整理について】

Q

滞納期間が比較的短い少額事案や、現年度が非課税となつている滞納繰越事案等についての効率的、合理的な徴収方法を教えてください。

A

本来ならば軽自動車税などの少額滞納の事案に対してまで全件に面談を中心とした直接交渉をすることが理想ですが、現実的に、限られた労働力と限られた時間の中では、高額な事案から先行させる滞納整理方針を掲げる地方公共団体が一般的だと思います。税源移譲によつて、滞納繰越額に占める住民税の滞納額の比率は大幅に増加しました。今後は固定資産税の滞納繰越額と逆転することになると考えられます。

さて、量的滞納整理の手法は文書催告でスタートさせますが、滞納期間が1、2期程度と比較的短い事案については、納付書を同封することで窓口等への来庁をしなくとも金融機関で納めさせる方法を採用します。この場合、納税できない特別な事情がある場合や一括での納付が困難な場合は、納税相談による緩和制度があることを同時に告知することが大切です。この文書の納期限あるいは相談期限までに納税又は連絡がない場合は、滞納者の自宅等への実態調査や財産調査に進行するのが一般的です。文書↓実態調査↓差押決定書↓財産調査↓差押えがひとつの流れです。財産調査の件数に制限がなければ、実態調査で反応のない場合に直ちに調査を行うことが最善といえます。

滞納整理
Q&A